

入札契約事務に関するコンプライアンスの取組み（プラン編）

大阪市入札契約制度改善検討委員会

不正・不適正行為を防止する対策	大阪市入札等監視委員会からの提言内容(25.1)	対応策及び対象所属
1 コンプライアンス確保のための体制整備		
(1) 入札情報の管理の徹底	・ 入札情報は、公表までは厳正・厳格に取り扱わなければならない。 ・ 万が一、職員から外部への入札に関する情報漏洩があると、その内容や時期によっては、職員に刑事罰が科せられることから、情報漏洩を完璧に防止しなければならない。 ・ 公表前の入札情報は、外部への漏洩の疑いがあるというだけで、入札結果に直接影響を与えたり、業者との癒着の疑念を抱かれ、ひいては入札や契約に対する市民の信頼性を失墜させることになる。 ・ 市内部での入札情報についても、市民からいささかも外部への漏洩の疑念を抱かれることのないよう、例えば情報を知り得る立場の職員を直接担当する職員に限定することとしているが、厳正・厳格な情報管理を引き続き徹底されたい。 ・ 平成24年4月からの工事請負の予定価格事後公表に伴う経過措置として事前公表されてきた予定価格帯が今後廃止されることを考えあわせると、なお一層慎重な取り扱いが求められる。Ⅱ 8	【委員会構成局】 ① 各所属の事情に応じた設計価格等に関する情報管理(情報漏洩防止)のマニュアル整備 ●参考 （水道局の取組み）「設計業務委託における予定価格等の情報管理マニュアル」を作成中 （都市整備局の取組み）「工事費内訳書の情報提供等事務取扱要領(平成25年4月制定)」、「同運用細目(同)」、「同運用の手引き(同)」を作成（「(旧)予定価格の事後公表等に伴う対応マニュアル(平成24年3月制定・平成25年3月廃止)」） 【契約管財局】 ② 「公正・公平な入札・契約の確保のための職務執行マニュアル」の充実 ●監視委員会の提言を受けた記載内容の充実 など 【全所属】 ③ 「入札事務処理要領」の整備 ●参考 （契約管財局の取組み）運用中(内容の見直しを予定) ④ 発注者綱紀保持に関する取組みの周知 ●業者対応(オープンスペース・原則複数職員対応)、業者等からの不当要求対応(情報漏洩など不正行為の働きかけの事実の記録・公表)などの周知 ⑤ 書類審査時における入札参加者の秘密保持 ●電子化されていない技術提案書等の審査時におけるマスキングの徹底 など

(2)不正行為や不当圧力の排除	・発注者として、談合の防止・根絶は取り組むべき重要な課題であり、大阪市においてもこれまで契約管財局への入札契約事務の一元化や電子入札による事後審査型制限付一般競争入札の適用範囲が拡大され、録音装置や監視カメラの設置も行われてきたが、不正行為や不当圧力の排除ができるような環境整備を引き続き行うことが必要である。 ・談合や入札妨害など刑法や独占禁止法に抵触する行為を防止する取り組みを強化する方策を検討されたい。 ・関係業者等との対応にあたっては、要求内容等について文書として記録に残すとともに、必要に応じて録音、録画等の記録情報を証拠として保存し、不法行為にあたる時は確実に関係機関に情報提供されたい。 ・業界団体等からの入札や契約に関する要望等については、大阪市のルールに則り、文書で受理し回答することとされたい。Ⅱ 1 ・不正行為や不当圧力排除の観点から、引続き警察と密接に連携するとともに、区役所や各局へのサポートを続けられたい。 ・とりわけ暴力団や暴力団関連企業については、全国的にも入札や契約からの排除の取り組み強化が進められ、平成 20 年 8 月に暴力団対策法の改正が行われている。こうした全国的な動きを受けて、大阪市においても、大阪市暴力団排除条例を制定し、平成 23 年 9 月に施行されている。 ・これまでも警察と連携して入札契約に関して暴力団等の排除対策に取り組まれており、今後とも対策のより一層の徹底が望まれる。Ⅱ 4	【委員会構成局】 ① 外部者(OBを含む。)の執務室内立入禁止 ② 必要に応じて録音録画装置の設置 ③ 「要望等記録制度」、「団体との協議等のもち方に関する指針」、「説明責任を果たすための公文書作成指針」などによる不当圧力対応の記録の義務化 ④ 発注者綱紀保持に関する取組みの周知(再掲) ⑤ 「公正・公平な入札・契約の確保のための職務執行マニュアル」の充実(再掲) ●オープンスペース・原則複数職員対応、団体要望対応(協議)などの明文化 【全所属】 ⑥ 「不当要求行為・クレーム対応マニュアル(総務局、政策企画室作成)」の活用
------------------------	---	---

(3)コンプライアンス研修の実施		【契約管財局】 ① 区長・局長級など幹部職員向けコンプライアンス研修の実施 ② 実務者向け契約事務研修におけるコンプライアンス関連情報提供の強化
2 不正の端緒の早期把握と迅速な対応		
(1)不自然な入札(疑義案件)の調査	- 近年、談合情報は一桁台の件数で推移しているものの、競争性が十分に働いていないと思われる入札があるなど、公正な競争を確保する観点から検証と分析、経過観察を要する入札も一部見受けられる。 - 発注者として、談合の防止・根絶は取り組むべき重要な課題(再掲)Ⅱ 1 - 同一事業者が繰り返し受注する状態が長期的に続いているなどの不自然な入札については、データの検証と分析等を行うとともに、その方法や内容、時期についても有効な方策を検討されたい。 - 談合などの不正行為が疑われる場合には、公正取引委員会や警察など関係機関と積極的に連携するとともに、本委員会への報告を適宜行われたい。Ⅱ 1	【契約管財局】 ① 疑義案件選定基準の作成(非公開) ② 疑義案件の調査分析 ③ 疑義案件の取扱い ●入札中止、発注ロット見直し など ④ 監視委員会における審議 ⑤ 疑義案件・不正入札の継続的な研究
(2)談合等不正行為に関する情報への対応	- 談合や入札妨害など法に抵触する行為を防止する取組みを強化する。(再掲)Ⅱ 1 - 談合等不正行為に対するペナルティについては、府市連携して、適宜措置状況の情報交換を行うなどその運用においても連携を深め、不正行為に適正に対処するよう努められたい。Ⅱ 2	【契約管財局】 ・「談合情報等対応マニュアル」の充実 ●疑義案件の調査、関係職員に対する事情聴取、業者に対する事情聴取内容の非公表化、契約管財局以外の対応に関して監視委員会へ報告・契約管財局が公正取引委員会へ報告(分析結果を直接説明) など

3 不正が起きにくい入札契約制度の構築		
(1)電子入札の適用範囲拡大	発注者として、談合の防止・根絶は取り組むべき重要な課題であり、大阪市においてもこれまで契約管財局への入札契約事務の一元化や電子入札による事後審査型制限付一般競争入札の適用範囲が拡大され、録音装置や監視カメラの設置も行われてきたが、不正行為や不当圧力の排除ができるような環境整備を引き続き行う必要がある。(再掲) <u>Ⅱ 1</u>	測量・建設コンサルタント業務関係の入札の全件電子入札化(平成 25 年 8 月実施予定)
(2)設計情報に関する公開の推進		【委員会構成局】 - 設計情報の公開のあり方の検討 ●情報公開基準の策定 など (都市整備局の取組み)「工事費内訳書の情報提供等事務取扱要領(平成 25 年 4 月 1 日制定)」などを作成(再掲)
(3)無作為係数の導入	- 平成 24 年度から最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定に導入されている無作為係数については、不正に価格を探ろうとする行為を防止するという観点から、継続していく必要がある。 - 無作為係数の設定範囲については、これまでの入札状況の検証などを踏まえ、事業者の積算・見積もり努力を損なうことなく不正に価格を探ろうとする行為の防止を図ることのできる範囲について引き続き検討されたい。<u>Ⅱ 7</u>	【電子入札端末設置局】 <u>工事入札</u> ①最低制限価格等は無作為係数を導入 (平成 24 年度から施行) ●不正に価格を探ろうとする行為の防止をさらに強化するための別の方策も継続検討 ②無作為係数の設定範囲について平成 24 年度の入札状況などを検証し必要に応じて改善 (平成 25 年度中) <u>測量・建設コンサルタント入札</u> ③最低制限価格等は無作為係数を導入 ●不正に価格を探ろうとする行為の防止をさらに強化するための別の方策も継続検討

4 その他		
(1)他の発注機関の取組事例の調査検討		【委員会(契約管財局)】 ・政令市をはじめ国や大阪府などの先進的な取組事例の調査
(2)定期的な人事異動		【委員会構成局】 ① 業者等の利害関係者と接点のある職場について長期配属の制限 ② 価格漏洩など不正行為疑念払拭のための迅速な人事異動
(3)不正行為に関与した職員に対する処分等		【全所属】 ・大阪市職員基本条例(平成 24 年条例第 71 号)に基づく職員の懲戒処分及び損害賠償請求 ●具体的な内容について実務者向け研修等による周知徹底
(4)その他		【委員会構成局】 ① 取組みの措置状況について監視委員会に報告 ② 入札契約事務に関するコンプライアンスの取組みの継続的な検討